

## 修学生医師の初期研修中の県外研修に係るプログラム に関する意見聴取について

### 【概要】

修学生医師の初期研修中の県外研修の取り扱いについては、平成 28 年度第 3 回茨城県地域医療対策協議会（以下「地対協」という。）（平成 28 年 12 月 21 日開催）において、以下のとおり取り扱うこととした。

- 修学生医師が、臨床研修病院の定めた初期研修プログラムの中で、県外における研修に参加することを可とする。
- 県外勤務を伴う研修プログラムへの修学生の参加の可否については、地域医療支援センター運営委員会（※）の意見を聞いて地域医療支援センター長が決定する。

※令和元年度以降は、地域医療支援センター運営委員会が地対協へ一本化されたため、地対協の意見を聞いた上で、地域医療支援センター長が決定することとする。

#### ＜判断の観点（例）＞

- ・県内では実施できない研修であり、且つどのように茨城の地域医療に役立つかが説明できること
- ・初期研修にふさわしい研修内容であること
- ・適切な期間であること

- 初期研修中に県外研修を行った場合の義務履行期間への算入については、次ページ別表のとおり。

### 【今回意見を聞く案件】

申請病院	初期研修プログラムの名称	県外研修を行う医療機関	県外研修を行う期間
県立中央病院	茨城県立中央病院卒後臨床研修プログラム A（2019 年 4 月 1 日開始分）	自治医科大学 附属病院	2 箇月間

## 初期研修中に県外研修を行った場合の義務履行期間への算入について

**別表 1** 地域医療医師修学資金（地域枠）

区分	平成29年度以降	
1 医師不足地域外にマッチングした場合	医師不足地域外の病院でのみ研修する場合 →2年間医師不足地域外勤務期間に算入	
	連続6月以上で通算12月以上医師不足地域内の病院に派遣される場合 →12月，医師不足地域内病院勤務期間として算入	
	県外に派遣される場合	2月以下 →医師不足地域外勤務期間として算入
		2月超 →猶予期間に算入
2 医師不足地域内にマッチングした場合	医師不足地域内の病院でのみ研修する場合 →2年間医師不足地域内勤務期間に算入	
	(1) 県内医師不足地域外に派遣される場合	(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月以下 →(1) + (2)の期間を医師不足地域内勤務期間として算入
		(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月超 →(1)の期間を医師不足地域内勤務期間として算入し，(2)の期間を猶予期間に算入
	(2) 県外に派遣される場合	(1) + (2) が通算4月超 →(1)の期間を医師不足地域外勤務期間として算入し，(2)の期間を猶予期間に算入
3 県外大学病院へのマッチング	県外の大学病院等にマッチングすることはできません	

※1月30日換算(1月未満端数切り捨て)

**別表 2** 医師修学資金

区分	平成29年度以降	
1 県外大学病院にマッチングした場合又は 2 特定地域外にマッチングした場合	初期研修期間をすべて特定地域外（県外を含む）の病院でのみ研修する場合 →2年間猶予	
	初期研修期間のうち、連続6月以上で通算12月以上特定地域内に派遣される場合 →12月義務算入	
3 特定地域内にマッチングした場合	初期研修期間をすべて特定地域内の病院でのみ研修する場合 →2年義務算入	
	(1) 初期研修期間のうち一定期間を特定地域外(県内)に派遣される場合  (2) 県外に派遣される場合	(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月以下 →(1) + (2)の期間を特定地域内勤務期間として算入
		(1) + (2) が通算4月以下かつ(2)が2月超 →(1)の期間を特定地域内勤務期間として算入し(2)の期間を猶予期間に算入
		(1) + (2) が通算4月超 →(1) + (2)の期間を猶予期間に算入

※1月30日換算(1月未満端数切り捨て)

※ 医師不足地域と特定地域について

地域医療医師修学資金貸与条例においては「医師不足地域」と規定し、医師修学資金貸与条例においては「特定地域」と規定しているが、定める範囲は同一である。

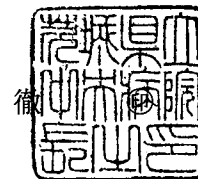
(別紙様式)

修学生医師の初期研修中の県外研修に係る申請書

令和 2年 4月 10日

茨城県知事 殿

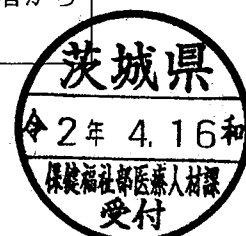
所在地 笠間市鯉淵6528  
医療機関名 茨城県立中央病院  
代表者名 病院長 島 居



下記の県外で実施する研修について、修学生医師を参加させたいので申請します。

記

初期研修プログラムの名称	茨城県立中央病院卒後臨床研修プログラムA (2019年4月1日開始)	
研修責任者氏名	病院長 島 居 徹	
県外研修を行う医療機関	所在地	〒329-0498 栃木県下野市薬師寺3311-1 電話 0285(44)2111(代表)
	名称	自治医科大学附属病院
県外研修を行う期間	2020年4月1日から2021年3月31日までの間に 2ヶ月間	
県外研修の目的	多様な症例における全身麻酔管理を経験するとともに、麻酔科医の使命や役割を学ぶ。具体的には、小児・心臓・神経ブロック等の幅広い症例について、それぞれのスペシャリストから直接指導を受けるほか、手術部門の占有面積が日本一である同院における、麻酔科医としての同部門の運用・調整の仕組みを学ぶ。	
県外研修の内容	栃木県内の救命救急を担っている同院では、予定手術のほか、救命手術をはじめとした多様な臨床経験を積むことができる。 最長2ヶ月間の臨床研修において、全身麻酔管理を50例以上、脊髄・くも膜下麻酔を10例以上経験することを目標とし、それらの主な内容は次のとおり。 ・脳神経から四肢・体表疾患までの予定麻酔管理症例を軸とし、第二麻酔科医として心臓、肺、移植、帝王切開、小児の麻酔を担当する。 ・閉塞性イレウス、脳血管障害や高エネルギー外傷などの麻酔管理を学ぶ。 ・未熟児から高齢者までの、救命救急、重度慢性疾患合併患者から高度先進医療までの症例について、幅広く経験する。	



○ 県外研修の概要について（茨城県立中央病院）

1 研修先医療機関

自治医科大学附属病院

2 研修期間

自 令和2年12月 1日

至 令和3年 1月31日

3 研修診療科

麻酔科

4 研修目的

多様な症例における全身麻酔管理を経験するとともに、麻酔科医の使命や役割を学ぶ。具体的には、小児・心臓・神経ブロック等の幅広い症例について、それぞれのスペシャリストから直接指導を受けるほか、手術部門の占有面積が全国一である同院における、麻酔科医としての同部門の運用・調整の仕組みも学ぶ。

5 到達目標

- (1) マスク換気ができる。
- (2) 経口挿管ができる。
- (3) 脊髄くも膜下麻酔ができる。
- (4) Aライン挿入ができる。
- (5) 麻酔器を準備できる。
- (6) PS 1～2 症例の麻酔管理ができる。

6 初期段階での経験対象手術

- (1) 整形外科
- (2) 婦人科
- (3) 開頭を含むの神経外科
- (4) 肝切除を伴うものを除く開腹
- (5) 泌尿器科
- (6) 耳鼻咽喉科
- (7) 前立腺生検及び膀胱腫瘍切除等の脊椎麻酔手術

7 方略（集中講座及び実践）

(1) 麻酔基本手技セミナー

臨床研修医を対象に、特に麻酔科や救急分野等で多く経験する麻酔の基本手技（経口挿管及び中心静脈路確保等）について、医療シミュレーターを使用した十分なトレーニングを繰り返し行い、都度、指導医のフィードバックを受ける。

(2) 臨床の場での経験と習熟

シミュレーターによる十分なトレーニングの後、臨床の場では、指導医がやって見せて研修医にさせてみることを繰り返し、それにより、医療安全に配慮された環境下で経験を増やし、都度、指導医からのフィードバックを受け、多様な麻酔手技に習熟する。

8 評価

到達目標の達成度に併せ、知識の獲得及び手技の習熟度、態度、利他的な倫理観を持ち医療に貢献できる人材を目指しているプロフェッショナリズム等について評価を受け、結果は当院臨床研修センターに通知され、プログラム責任者による評価を経て、研修管理委員会にも報告される。